

亀山市告示第 1 2 7 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部用地管理室に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供する。

平成 2 7 年 6 月 1 0 日

亀山市長 櫻 井 義 之

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 2 1 2 7 3
- 3 路線名 川合 6 号線
- 4 道路の区域

変更の区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
			最小	最大
川合町字西垣内 5 4 4 番地先から川 合町字西垣内 5 4 1 番 1 地先まで	旧	6 0 . 2 9	最小	1 . 9 5
			最大	4 . 0 0
	新	6 0 . 2 9	最小	4 . 0 0
			最大	6 . 7 0